

ユニオン広報

発行：11/23
掲示期間：次号まで
掲示板番号：⑧

範囲
拡大

レクリエーション活動補助

12/1
より

飲酒を伴う会食も申請可となりました!

共通
項目

①実施時に参加者の集合写真を撮影



②領収書を発行

紙による申請

申請方法は2つ

WEB申請

③申請書をユニオンHPから印刷 (ID:union PW:9030)

④必要事項を記入し①②を申請書の裏面に貼り付け、ユニオン浜松事務所に社内メールで送付

③QRコードから申請画面にアクセス (HPからの申請もOK)

④申請画面で入力 (実施写真と領収書の写真を添付)

⑤必ず送信



確認・注意事項



●飲酒を伴う会食に関する申請も可とします。

- ただし引き続き会社（事業所）からの感染予防対策に関する指示・通達を十分に厳守していただいた上で、行動してください。
- 組合員同士の親睦や交流を目的とした場の費用補助として申請することができます。会食での飲食代、各種施設の利用料金や入場料金、イベントやスポーツ、観劇などのチケット料金などが対象となります。但し**物品購入や交通費については支給対象外**となります。
- 映画鑑賞やライブビューイング等は「映画鑑賞補助申請」をご利用下さい。
- 組合員4名以上**が集う場を対象としますが、出向者の方については出向先の従業員の方との親睦や交流の機会を対象とします。
- ユニオンの会計期間（9/1～8/31）の期間で**毎年2回申請**することができます。活動日から**30日以内**に申請してください。
- 1回の補助額はおひとりにつき**最大1,500円**です。領収書金額が1,500円に満たない場合は実費を補助金として支給します。同日2つ以上の施設を利用した場合の領収書金額の合算は可能です。
- 申請は毎月**月末締め切り**で翌月の給与口座の「組合支給（非課税）」に振込みます。
- 送付いただいた「写真」はMYユニオンの広報誌などで使用する場合があります。
- 「写真」および「領収書」は返却いたしませんのでご了承ください。



ご不明点はユニオンまで（☎053-581-9030）